

第3期平戸市総合戦略策定支援業務仕様書

1 業務名称

第3期平戸市総合戦略策定支援業務

2 業務の目的

本業務は、人口減少抑制を目的に令和2年3月に策定した令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とした「第2期平戸市総合戦略（以下「第2期総合戦略」という。）」の計画期間が終了するため、デジタル技術の浸透・進展など時宜を踏まえ、地方創生の更なる充実・強化に向け、切れ目なく取り組みを進めるため、地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和5年12月版）に基づき、令和7年度から令和9年度までの3年間の計画期間とする「第3期平戸市総合戦略（以下「第3期総合戦略」という。）」の策定に関する支援を実施することを目的とする。

なお、第3期総合戦略の策定にあたっては、関連する法令を勘案し、第2次平戸市総合計画及び第2期総合戦略との整合性に留意するものとする。

3 委託業務の履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

4 委託料上限額

7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

(1) スケジュール等

「第3期平戸市総合戦略策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」に定める企画提案書の作成にあたっては、下記の項目及び順序に従い整理すること。

なお、本市では以下のとおり策定スケジュールを想定しているが、事業者提案を妨げるものではない。

工程	年月等
市民・事業所等アンケートの実施・分析等	令和6年6月～8月
第2期総合戦略の分析・検証	令和6年6月～8月
第3期総合戦略の内部検討・素案作成	令和6年7月～11月末頃
素案に対するパブリックコメント（市直営）	令和7年1月
第3期総合戦略の策定（データ提供）	令和7年2月末頃

(2) 委託業務の内容

委託業務は、「第3期総合戦略」の策定支援に関する一式とし、概ね以下の業務内容とする。なお、プロポーザルの実施において決定した委託予定者の企画提案により調整する場合がある。

①市民等アンケートの実施・分析

ア) 市民及び事業者への調査と分析

(市民は無作為抽出による 3,000 人を対象、事業者は 100 社を対象)

(送付先の対象者データは平戸市から提供する。)

- ・調査票の設計、印刷、発送、集計、分析、報告書作成等を行う。

※発送及び返信に係る郵送料及び封筒購入に係る費用については、本業務の範囲内とする。

②第 2 期総合戦略の分析と検証

ア) 第 2 期総合戦略における各種施策、事業の分析、検証

イ) 分析、検証を行うため、庁内各課ヒアリング等での同席による助言及び支援

③第 3 期総合戦略及び概要版の策定

ア) 第 3 期総合戦略の整理・体系化

市民アンケート調査等の結果を分析し各種会議等により提案された人口減少抑制に関するアイデアや施策、事業等を活用し、第 3 期総合戦略を整理・体系化するとともに分野ごとの基本目標、K P I を整理し、本編を策定する。また、本編に対応した概要版を策定すること。

イ) 時流、社会情勢の変化の反映

本市に必要な人口減少抑制に向けた施策、事業について平戸市独自なもの、時流、社会情勢の変化に対応して、本市が今後取り組む施策等について第 3 次平戸市総合計画策定を視野に入れた助言及び支援を行うこと。

<策定における基本的な方向性>

本市の実情に応じながら、一定のまとまりの政策分野ごとに、目標を設定することとする。また、本市の社会課題解決や魅力向上を図るために、転出超過を抑制する社会減対策や出生数の増加を図る自然減対策等を念頭に置き、次の 4 つの項目について、重点的に取り組むこととする。

- ・しごとをふやす (雇用の促進)
- ・しごとをのばす (産業の振興)
- ・ひとをそだてる (子育て支援)
- ・まちをつくる (移住・定住の促進)

④平戸市総合戦略推進委員会の運営に関する支援

ア) 会議運営に関する支援 (会議資料作成、会議への出席・説明、会議録作成等)

イ) 会議への出席と助言 (総合戦略推進委員会は期間内において 5 回の開催を想定している。)

⑤その他

ア) 第 3 期総合戦略の策定に関し、必要と認められる業務

6 成果品

上記 5 に係るデータ一式 (ワード、エクセル形式又は P D F 形式。以下データにつ

いては同様。)及び紙媒体一式とする。なお、各データは印刷の原稿となるように編集済のもの。例示としては以下のとおり。

(1) 以下を含む業務完了報告書(部数2部及びデータ(CD-ROM1枚))

- ①アンケート調査分析・結果報告書
- ②第2期総合戦略の分析と検証に係る書類
- ③各種会議資料(会議資料、議事録等)
- ④業務打ち合わせ記録書類等
- ⑤第3期総合戦略本編及び概要版

7 業務成果の帰属等

- (1) 本業務の実施により生じた著作物(既得されている著作物は除く)に関する著作権は、本市に帰属するものとする。
- (2) 本業務の実施による成果物は、画像等の著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

8 注意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らしてはならない。履行期間終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたって十分な知識と経験を有する者を配置すること。
- (3) 受託者は、業務を円滑に遂行するため、随時、平戸市財務部企画課と打ち合わせを行い、業務集中時には確実に対応ができるようにすること。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務上必要と認められる事項については、平戸市財務部企画課と協議の上、実施すること。
- (5) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良箇所が発見された場合は、速やかに平戸市財務部企画課が必要と認める訂正や補足、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (6) 業務に必要な資料で、平戸市が所有している提供可能な資料については、貸与する。この場合、業務完了後速やかに返却すること。

9 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。